### 歴史の足跡

# 北海道医学教育史年表 (2)

### 明治5年(1872)

12.3 太陽暦を採用し、陰暦のこの日を以 て、陽暦の明治6年1.1とす。

### 明治6年(1873)

- 1.21 開拓使医学校(札幌仮医学所)開校 式。校長・澁谷良次。生徒27名(官費生25名、自 費生2名)。医学校仮規則、医学校仮内則を読み 聞かす。
- 1.- 札幌仮医学校生徒のうち、3名当分の 間、舎監心得申付。
- 3.8 前年9.4エルドリッジの輸入申請の医 学書、函館に到着。

その書目は、グレイ氏解剖図説、ダングリスン 氏医学辞典、チャーチル氏産科学、マーシャル氏 生理学、ドールトン氏生理学、ハクスリー氏生理 学、合衆国(国定)薬局法、ハルツホルン氏医学 大意、タンナー氏実習学、リンガー氏治療学で、 合計171部、そのうち93部は函館、78部は札幌に 配分と指示。

- 3.14 開拓使仮学校(東京)一時閉鎖(生徒 の資質に問題があったらしい)。
- 4. 開拓使仮学校、生徒を再試験し、再び 開校(校長・調所広丈)。

「学校ハ徳ヲ成シ才ヲ達スルノ地ニシテ邦政ノ 本ナリ。今本使学校ヲ設ケ、教師ヲ海外ニ招キ、 生徒ヲ延キ、専ラ農工鉱諸学科ヲ教へ、益々規則 ヲ大ニシテ之ヲ札幌ニ移シ将ニ実地上其材ヲ育 シ、以テ開拓ノ盛業ヲ賛ケシメントス | (仮学校綱 領)。

- 6.8 札幌仮医学所生徒4名、罰則に触れ、 1名退校、3名謹慎となる。
- 10.3 札幌仮医学校校長·澁谷良次出仕差免 (後任は新宮拙蔵)。

## 札幌市医師会 小 竹 英 夫

函館医学校生徒、人体骨骼と共に写真を撮る (裏に書かれた生徒の氏名から、撮影は明治6年 7月以前と推定される)。

### 明治7年(1874)

1.19 エルドリッジ「近世医説」発刊計画。

第1巻(明治7年

〃2〃(〃 〃 5月刊)

〃3〃(〃 〃 9月刊)

- 1.21 エルドリッジ解剖実習用死体1体のみ では不充分、更に下附をと願出。これに対し開拓 使は親族より願出るか、遺言あれば格別、しばら くは見合せと回答。
- 1.24 エルドリッジ、通弁の章 克己、本多 公敏の昇給を申請。15円の月給を、せめて30円に との願いである。
- 1.29 官立露学校ロシア語教師サルトフ頓死 につき、エルドリッジ特志病理解剖を進言。

これにはサルトフの妻と思われるサフヰア・ア レキシーの同意書が附され、翌日特志病理解剖が 行われた。医学校生徒は見学させられたのでは。

結果は劇症の中風で、脳中の血管に出血した為 と報ぜられた。立会人は合衆国医師トレプレル (当時函館に碇泊中の米国汽船ニューヨーク丸の 船医)及深瀬鴻堂であった。

2.13 在函館米国領事ゼ・エチ・ホーズ、息 子のゼ・ビ・ホーズの函館医学校入学と医書の払 下げをエルドリッジに願出、エルドリッジは中判 官・杉浦 誠に許可することを報じた。

ホーズ (Hawes) 領事は、函館に在任すること 3年半、明治8年10月頃病にかかり、横浜での治 療を望み、11月5日任地を離れ、12月15日夜半肺 炎で没した。エルドリッジの治療を受けたのでは なかろうか。

3.18 札幌仮医学校は断然廃校、教官生徒は

然るべく処分、但し病院は其侭差置と黒田開拓次官より申し聞かせらる。

生徒の多くは奉職履歴、医術開業試験、他の医 学校へ転ずるなどして、のちに医業に従事したよ うである。廃校のため給費の返納はなかったよう である。

**4.26** エルドリッジ、通弁章 克己、本多公 敏の昇給したことに対し感謝の書簡を発する。

#### 8.18 医制発布

令して先ず東京、京都、大阪の三府に施行。すべて76条より成り、一般衛生事務的事項、医学教育、医術及薬舗開業試験並に其免許、薬物の取締等を規定。

**10.31** エルドリッジ契約満期、辞任。のち横 浜に医業を開く。

エルドリッジの退職により、開拓使函館医学校 が直ちに廃校になったのではない。その後も馬島 らによって講義・実習が続けられた模様で、官費 による医学修業生らによる種痘巡回も行われてい る。

エルドリッジ退任後の学校の名称は、医学教授 →函館病院仮医学所→函館病院医学所→函館病院 附属医学所と名称を改め、最後は医育機関ではな く各種学校に格下げされ、明治21年3月使命を終 えたらしい。

### 明治8年(1875)

1.22 開拓使医学修業生ら、開拓中判官・杉 浦 誠に、前年呈出の願書の決裁を乞う上書を出 す。

前年10月中、エルドリッジ退職につき、生徒は その後の身の振り方を問われた。生徒は学業未熟 につき、そのままでは用に立つまいから上京して 更に勉学したいとする者と、家庭の事情その他で 函館に止るとするものとが、それぞれ柳田友卿に 上書したが、「詮議ノ旨アリ」として、願書は却下 された。それが荏苒2ヶ月、未だに解決していな かったので、再度願書を出して、解決を促したも のである。

1.25 杉浦 誠、生徒の去就につき、柳田友

卿に上書。

生徒からの再度の願書についての杉浦から柳田 への上書である。

去就のうち、函館に止ると申し出たものは2名 のみで、他は出京の意が強かった。一時強いて引 留めても、なんらかの口実を設けて出京するのは 必然であった。

柳田の意向としては、そのまま病院に止まらしめて治術を学ばせ、開拓使医員たらしめたいとしたようである。

これに対し杉浦は、それは無理だから、一旦これを解放(医学修業生を免ずることか)し、止る両名を除き、他は満2年後から開拓使に何年間か奉職するとの「証書」を取って、上京させてはどうかという意見であった。

しかしこの時も、うやむやの未解決で過ぎたら しいことは、石崎鼎吾らが、その後種痘巡回に派 遣されていることから分る。

- **2.4** エルドリッジの通訳・本多公敏依願出 仕免となる。横浜のエルドリッジのもとに赴いた ものか。
- 3.27~5.21 石崎鼎吾ら、種痘のため亀田・ 茅部・上磯3郡巡回。
- 7.29 開拓使、仮学校を東京から札幌に移転 して、札幌学校と改称。札幌本庁学務局所轄と す。
  - 9.7 同校開業式を行う。
  - 10.15 石崎鼎吾依願修業人差免。
  - 10.20 坂本 章依願医学修業人差免。

以下にも年度が異るが、馬島 直 (9.1.24依 願放職)、槙山淳平 (9.12.2 依願修業人被免) など官費医学修業生の退学が引続いてあった。生徒の退学の年月日が区々であるのは、一斉退学ではなく、また廃校による生徒身分の同時喪失ではないことを示すものであろう。

官費生徒は勝手に退学することを許されず、退学を願出、許可を受け、その外に修行料(月額6円)の返納をしなければならなかった。坂本の返納額は117円。